

松 山 大 学 論 集  
第 32 卷 特 別 号 抜 刷  
2 0 2 1 年 3 月 発 行

台湾における家業承継のための  
閉鎖的会社制度の活用

黄 瑞 宜

# 台湾における家業承継のための 閉鎖的会社制度の活用

黄 瑞 宜

## I はじめに

台湾における上場企業である大立光会社の創設者の林氏は、家族内部の紛争を防ぐとともに会社の経営権限を他者から介入されたくないことから、将来に向けた円滑な家業承継のために、閉鎖的株式会社2社を設立することにした。

林氏が閉鎖的株式会社を設立しようとした理由は、まず、2018年会社法の改正で、新たな規定として追加された「発行済み株式総数の過半数3ヶ月以上を継続して保有している株主は、自ら臨時株主総会を招集することができる(会社法第173の1条)」という条文に起因したのである。そして、大立光会社の株式が知らない者に大量購入されてしまうと、本条の規定によれば、会社の経営権が奪われるおそれがあると思ったからである。また、将来的に、もしも家族内部に何か揉め事が生じたら、彼らが所持した自社の株式が他社に売却されるおそれがあると案じた。とりわけ、台湾会社法は法人株主が認められるため、林氏が大立光会社の筆頭株主として2社の閉鎖的株式会社を設立にさきがけしたわけである。

したがって、本文は、主に2018年台湾会社法の改正のポイント概要を概観してから、閉鎖的株式会社制度を利用した家業承継の現状について探究するのが目的である。

## Ⅱ 問題の背景

経済部の統計によると、2019年末の時点で、台湾における中小企業社数は約1,491,420社で、全起業家の97.65%を占めている<sup>1)</sup>。しかし、高齢化や出生率の低下に伴い、台湾における中小企業経営者の年齢は次第に高齢化しており、特に中小企業の大半は家族経営であり、家業の相続や経営権などをめぐる問題が徐々に浮かび上がってきている。

たとえば、数年前、老舗である金蘭醬油会社は、元社長が会社の資産を不正に流用した疑惑により、従兄弟の間には経営権をめぐる論争が生じた<sup>2)</sup>。また、2020年1月に亡くなったロッテグループの創設者である辛格浩は、20年前に自ら書いた遺言書を日本で初めて公開され、遺言の中に次男である辛東彬を相続人として指定したが、長男である辛東主はこのような遺言には法的効力を有しないと主張した<sup>3)</sup>。

台湾の学者は、上述した家業承継のための経営権をめぐる争いのほか、家業の承継を引き起こした問題について、後継者が事業を継続する気がないこと、あるいは経営能力を有しないこと、または家族が経営に関する意見が食い違うことなどによって、裁判まで戦うケースもよく見かけると指摘した<sup>4)</sup>。

## Ⅲ 2018年台湾における会社法改正の概要

2018年会社法の改正は、2001年よりかなり広範囲に渡って、150か条以上の条文が修正、削除、追加規定として大改正が行われた。同法は2018年7月6日に立法院の決議において可決された。施行日は行政院により同年11月1日に公布施行された。

---

1) <https://www.mocasma.gov.tw/files/5369/BC40BBBA-4023-488D-A4CE-BE766FA79C78>, 2020年7月1日

2) <https://news.abc.net.tw/News/society/14722>, 2020年7月1日

3) <https://www.msn.com/zh-tw/money/topstories/>

4) 李智仁, 信託法制案例研習(元照出版社・2020年)318頁。

今回の法改正のポイントを、次のようにまとめる。

## 1. 国際化への対応及びマネーロンダリング防止対策

(1) ①改正条文：会社法第4条第2項「外国会社は、法令の制限内において、中華民国と同様な権利能力を有する」としている。

②改正ポイント：外国法人の認可制度が削除された。

③ポイント説明：会社は外国の法律によって設立される際、許可を得なくとも、台湾の法律によって設立された会社と同じような権利能力を有する。ただし、外国法人は中華民国国内において、営業を行う場合に、支店の登記手続きを行う必要がある。

(2) ①新規追加条文：2018年法改正によって、新たな規定として制定された会社法第22条の1は、「会社は、毎年定期的に所管官庁に対して取締役、監察人、管理職役員および会社の発行済株式総数または総資本の10%以上を保有する株主の名前または名称、国籍、生年月日、身分証明書、文書番号、株式数または出資額およびその他の所管官庁によって指定された事項を電子方式で情報プラットフォームに届け出なければならない（会社法第22条の1第1項前段）；上記の項目に変更があった場合には、その変更の日から15日以内に、情報プラットフォームにこれを届け出るものとする。ただし、一定の条件を満たした会社にはこれに適用しない（同条同項後段）」と規定している。

但書きの規定については、そもそも会社自体の性質及びその特徴に鑑み、本条の規定に適用されないとしている。たとえば、国営企業というような会社のことを指している。

②改正ポイント：実質的支配者の情報を申告する。

③ポイント説明：同条の立法理由は、マネーロンダリング対策に合わせて、健全なマネーロンダリングシステムの確立に協力するため、法人会社の透明性

を向上させる必要があるとしている。そのため、会社は毎年定期的に所管官庁に対して、取締役、監察人、管理職役員および会社の発行済株式総数または総資本の10%以上を保有する株主の情報を所管官庁によって指定された事項に記入して電子方式で情報プラットフォームへ届け出なければならない。本条は2018年に改正されたマネーロンダリング規制法に対応するため、新規規定として追加された。そのため、会社の実質的支配者の情報開示につき、証券取引法第25条の規定を参考に、追加規定された。

(3) 削除規定：会社法第137条、第176条の規定が削除された。

削除理由：マネーロンダリング制度が悪用されないように、無記名株の発行に関する規定を削除することになった。

## 2. コーポレート・ガバナンスの強化

(1) ①改正条文：会社法第8条第2項の規定に「臨時的管理者」も会社の責任者であることを明文規定した。なお、本条の規定においても、非公開会社も適用される。

②改正ポイント：実質的な責任者（会社法第8条は会社の責任者に関する概念が使われている。）

③ポイント説明：本条第2項は臨時的管理者でも会社の責任者であることを追加規定された。本法第208条の1の第1項の規定は、「取締役会はその権限を行使しない、又は行使できない場合に、会社に損害を与える虞があるとき、法院（裁判所）は、利害関係者或いは検察官の申立てにより、一名以上の臨時的管理者を選任することができる」としている。それは、臨時的管理者は、代表取締役又は取締役会の職権を代行するため、職務を執行する範囲内において、会社の責任者ともいえるからであると解されている。

また、コーポレート・ガバナンスを強化すると同時に株主の権益を保障するように、非公開会社であっても、本条の規定にも適用されるため、「公開会社」

という字句が削除された。

(2) ①新規追加条文：第99条2項：「株主は法人としての地位を悪用し、会社に特定な債務を負わせたような結果を招き、債務の弁済が明らかに困難になった場合は、弁済責任を負う」としている。

②改正ポイント：掲穿公司面纱原則（Piercing the Corporate Veil「法人格の否認」）については、有限会社にも適用すべきであるため、追加規定として定められた。

③ポイント説明：本条は2013年に会社法一部改正が行われた際に、会社法第154条2項に追加規定された。法人格の否認は株式会社にもならず、有限会社にも適用されるべきであるため、今回の法改正において追加規定として定められた。

(3) ①改正条文：会社法第203条の1第2項、第3項が追加規定である。「取締役の過半数をもって、書面に議題の提案又は理由を明記し、取締役会の代表取締役（台湾会社法第208条第3項の規定では、原則的に、会社の代表取締役が取締役会の招集権者である）に対して、取締役会の招集を要請することができる」と追加規定された。本条3項は、「前項の規定による請求があった日から15日以内に、代表取締役は取締役会を招集しない場合は、その請求をした取締役の過半数は、取締役会を招集することができる」と追加規定した。

②改正ポイント：国営企業である台湾製紙会社は、本条改正のきっかけとなった。

③ポイント説明：本条改正の前に、実務の問題としてよく取り上げられた。つまり、代表取締役は取締役会の召集権限を有するにもかかわらず、自身の勝手な振る舞いで、取締役会を召集しようとしなない、又は召集しない。このような会社の運営に支障をきたす事態を避けるため、問題解決の糸口として本条第2項及び第3項が追加規定として定められたからである。

### 3. 会社経営の柔軟化及び出資の規制緩和

(1) ①追加規定：会社法第128条の1第2項は、「前項の規定は会社（政府又は法人株主の一人により組織された株式会社のことをいう）が定款によって、取締役会を設置せずに、取締役を1名又は2名置くことができる。取締役を1名設置する場合には、当該者は代表取締役となって、本法の取締役会に関する規定に適用しない。取締役を2名設置する場合は、本法の取締役会の規定に準用されることになる」としている。

②改正ポイント：本条は企業実務のニーズに応じて、政府又は法人株主の一人により組織された株式会社は、取締役会を設置しなくても会社経営の柔軟化を図って、追加規定として定められた。ただし、会社法第129条第1項の規定に設立された株式会社は、必ず取締役3名を選任し、取締役会を設置しなければならない。

③ポイント説明：本条第3項の規定も、会社の定款により、監査人を設置しないことを定めることができると新たに追加され、会社経営の柔軟化を図った。

(2) ①追加規定：会社法第129条第2項は「非公開会社は、定款によって、取締役会を設置しなくとも取締役を1名又は2名置くことができる。取締役1名を設置される場合は、当該者は代表取締役となり、本法における取締役会に関する規定に適用しない。取締役2名を設置する場合は、本法の取締役会の規定に準用することになる」として新規追加された。

②改正ポイント：会社経営の柔軟化を図るためである。

③ポイント説明：本条の追加規定理由は第128条の1第2項と同様である。ただし、公開会社の場合は、証券取引法第26条の3第3項の規定により、5名以上の取締役を設置しなければならないと規定されている。

(3) 改正規定：①会社法第131条第3項「発起人の出資は、現金を除くほかに

会社の事業に必要な財産又は技術として出資することができる」と改正されている。

②改正ポイント：発起人の出資の規制緩和、いわゆる現物出資が認められるようになった。

③ポイント説明：本条の改正に合わせるため、会社法第145条第1項第4号、も修正が行われた。

(4) 改正規定：①会社法第156条第5項「株主の出資は、現金を除くほかに会社の貨幣債権、会社の事業に必要な財産又は技術として出資することができる」と修正された。

②改正ポイント：株主の出資の規制緩和を図り、いわゆる現物出資が認められるようになった。本条第5項の改正も第131条第3項、第145条第1項第4号の改正と合わせるため、改正を行った。

③ポイント説明：ただし、株主による代替的な資金拠出の金額は取締役会の決議において事前に承認が必要とされている（本条第5項）。

(5) 追加規定：①会社法第157条第1項第4号から第7号まで新規追加規定として定められた。詳細につき、下記のポイント説明を参考ください。

②改正ポイント：非公開会社（中小企業）を対象とした特別株（種類株式）の発行が認められるようになった。

③ポイント説明：本条第1項第4号から第7号まで、非公開会社に対して、特別株の多様化を提供するため、会社法第356条の7の第3号後半から第6号までの閉鎖的株式会社に関する規定を参照し、追加規定として定めた。

また、閉鎖的株式会社が、特別株を発行するとき、定款に会社法第356条ノ7の各事項を記載しなければならない（会社法第356条ノ7）としている。そのため、特別株の株主は取締役又は監察人として選任されることの禁止、制限又は定員数に関する権利の事項を定款に定めなければならない（会社法第356

条ノ7第1項4号)。

すなわち、閉鎖的株式会社が、定款で特に累積投票による取締役または監察人を選任することができる」と定めた場合に限る。株式会社の場合は、累積投票制度しか利用できない。

いわゆる、閉鎖的株式会社は、複数議決権付特別株、特定事項拒否権付特別株などを発行することができるが、株式会社の場合はこのような特別株を発行することができない。

会社法第198条の規定では、「1株式につき選任すべき取締役または監察人の人数と同数の選挙権を有し、1人に集中させて選挙し、または数人に分散させて選挙し、投票用紙によって示される議決権をより多く獲得した者を、取締役または監察人として選任させることができる」としている。

したがって、今回の法改正で、非公開会社では従来認められていなかった特別株の発行が認められた。つまり、複数議決権特別株（本条第1項第4号）、役員選任権付特別株（本条第1項第5号）、特定事項拒否権付特別株（本条第1項第6号）、譲渡制限付特別株（本条第1項第7号）などが追加規定として定められた。

経済部商業司司長李鎡によれば、特別株の多様化は、会社と投資者との間の約束が尊重され、海外の投資家を呼び込むことができたと期待している<sup>5)</sup> というのである。

(6) 追加規定：①会社法第228条の1第1項「会社は定款により、各四半期の終了または半年の終了後に剰余金の分配または損失補填を行うことができる」として新規追加された。

②改正ポイント：本条は追加規定である。剰余金配当の柔軟化を図った。

③ポイント説明：すべての会社が定款により、年に一回又は二回に利益配当

---

5) <https://udn.com/news/story/6871/3301167> を参照する。

を定めることができる。

本来なら、閉鎖的株式会社に限り、年に二回剰余金の配当を行うことができると規定しているが、株主の投資効率を強化するために、会社は、各四半期の終了または半年の終了後に剰余金の分配または損失補填を行うことができるようになった。

また、剰余金の分配について、年に一回しか分配できないにもかかわらず、株主総会の決議を経なければならない。会社法第 228 条の 1 の規定が修正を行った後、剰余金の配当は、現金として分配される場合は、取締役会の決議によって承認されるものとする（本条第 4 項後半）。

ただし、公開会社は前 4 項の規定により、剰余金の分配または損失補填を行う際に、公認会計士の監査又は審査を受けた財務諸表に基づいて行われるものとする（本条第 5 項）。

#### 4. 電子化への対応

(1) ①改正規定：会社法第 172 条の 1 第 2 項の規定は「会社は、定時株主総会を招集する前の株式譲渡登録が停止される日の前に、株主の提案を書面又は電磁的方法によって受理することを公告するものとする」とし、「書面又は電磁的方法によって受理する」との字句が加えられ改正された。

②ポイント改正：電子化への対応のためである。

③ポイント説明：株主の提案権を電磁的方法で対応できるようになった。

(2) ①改正規定：会社法第 161 条の 2「株券を発行する会社は、その発行した株式をペーパーレスすることができる」としている。

②改正ポイント：株券電子化へ

③ポイント説明：電子化へ対応するため、株券電子化制度にした。非公開会社も適用される。

## 5. 問題点

### (1) 法人取締役の資格（会社法第27条2項）

本条は、2001年大改正に引き続き、2018年の法改正も削除しようとしなかった。

台湾会社法第27条は、法人株主の役員派遣に関する規定である。すなわち、第27条第1項の規定によれば、「政府又は法人が株主であるときは、取締役、監察人（監査役）として選任することができる。但し、自然人を指定し、代表させて職務を執行させなければならない」と規定している。

このことは、政府又は法人が法律上においては権利義務の主体であって、会社の株主になることができるため、一定の法定要件を満たすとき、会社の取締役又監査役として担当することができることを意味する。ただし、それは、自然人として指定され、職務遂行を代表するというのである。法人が自ら職務遂行ができないため、自然人が法人を代表するわけである。

第2項は、「政府又は法人が株主である場合には、その代表者も取締役又は監査役として選任することができ、代表者が数人いる場合には、それぞれ選任することができる。ただし、同時に取締役又は監査役として選任、又は担当することができない」としている。

同条の規定に関しては、長年、実務及び学説により批判されてきたため、削除すべきであると呼び掛けたが、残念ながら、2001年台湾会社法大改正が行われた際にも、削除されなかった。

### (2) 会社役員や株主などの基本情報の申告につき、個人情報の漏洩に懸念される指摘もあった<sup>6)</sup>（会社法第245条）

第1項：株主は、会社の発行済株式総数の1%を6か月以上継続して保有する場合、理由および裏付けとなる証拠及びその必要性を説明し、裁判所に対し

---

6) <https://www.ithome.com.tw/news/126692>

て、検査人を任命することを申し立てることができる。必要な範囲内において、会社の現状の事業運営、金融口座、資産、特定のアイテム、会社の特定の取引の文書および記録を検査することができる。

会社の発行済株式総数の1%を6ヶ月以上継続的に保有している株主は、理由および裏付け証拠と共に裁判所に申立て、検査人の選任の必要性を説明することができる。必要な範囲内において、現状の事業運営、金融口座、財産、特定の品目、会社の特定の取引の文書および記録を検査することができる。

第2項：裁判所は、検査人の報告に基づき必要だと判断したときは、会社の監察人に対して株主総会の招集を命じることができる。

第3項：検査人による監査を回避、妨害、または拒否した者、または裁判所の指示により株主総会の招集に応じなかった監察人に対して、ニュー台湾ドル2万以上10万円以下の罰金を科すことになる。

## IV 家業承継のための閉鎖的株式会社の定款の活用

### 1. 閉鎖的株式会社の概要

前述したように、上場企業の創設者である林氏自らは高齢化に伴い、後継者である子供のために、円滑な家業承継を行うように、閉鎖的株式会社制度を活用した。

台湾の会社法が「閉鎖的株式会社」という制度が2015年9月4日に導入され、株式会社の章節の中（356条ノ1から356条ノ14まで）において、計14カ条からなる新たな規定として設けられ、公布施行されるに至った。

台湾は、閉鎖的株式会社制度を導入したのは、かつて、現行台湾会社法の制度設計が、ほとんど大規模な企業向けの規定であったからである。中小企業や科技新創事業（以下では、新形態のビジネスモデルと称する）にしては、現行会社法に関する強制的かつ不備な規定が多かったため、円滑な資金調達をするように、海外で会社を設立せざるをえなかったのである。

そのため、2015年会社法の改正は、人材流出の恐れや、資本金および税収

入をよりの確に確保できるように、とくにイギリスやアメリカの閉鎖的株式会社の立法例を参考に考慮したわけである。

なお、当該制度を導入した結果、国内外の起業家は、中小企業や新形態ビジネスモデルに対応できるような自由かつ柔軟的な非公開会社を設立することができるようになった。

## 2. 閉鎖的株式会社の定款における株主の制限

閉鎖的株式会社とは、台湾会社法第356条ノ1の規定によれば、株主の人数が50人以下でなければならず、定款において株式の譲渡制限が定められている株券非公開発行会社のことを指す。

すなわち、閉鎖的株式会社は、その会社の内部組織が簡易化され、また株主の人数の制限、持分譲渡の制限および新たな出資公募の禁止から、閉鎖的・非公開的性質を有する会社である。

また、閉鎖的株式会社の設立については、株式会社の発起設立の方法によるものである。ただし、所管官庁は、株主の人数につき、社会経済および会社の実際の状況に応じて、株主の人数を追加することを認めることができる（台湾会社法第356条ノ1第2項）としている。

すなわち、発起人が全員の同意を得て、閉鎖的株式会社を設立することができる（会社法第356条ノ3第1項）。しかし、定款において会社の閉鎖的の属性を記載しなければならない（会社法第356条ノ2）としている。

## 3. 定款で無額面株式または額面株式の両者択一

家業承継のための閉鎖的株式会社を設立するもう一つの主なメリットは、会社が無額面株式または額面株式を選択して発行することができることである。

しかし、現に無額面株式に一本化されたのが国際的な趨勢であるため、台湾会社法は2018年の法改正によって、閉鎖的株式会社しか発行できない無額面株式に関する規定を削除することとなった。

その代わりに、あらゆる株式会社（閉鎖的株式会社を含む）が無額面株式を発行できるようになった。すなわち、会社法第156条第1項の規定は「株式会社の資本は株式に分割され、株式を発行する際に額面株式または無額面株式のいずれかを選択するものとする（第1項）」としている。また、「会社が額面株式を発行する場合、一株当たりの金額は均一でなければならない、無額面株式を発行する場合、株式の収益は全て資本に組入れるものとする（第2項）」としている。

#### 4. 定款で特別株の発行

2018年会社法の改正によって、会社法第157条第1項第4号に「会社は定款で複数議決権付特別株または特定事項拒否権付特別株を発行することができる」という新たな規定が定められた。それは、会社はその企業自体の設立の目的に応じて、定款でそれに相応しい制度設計を活用することができるとしているのである。たとえば、会社の定款で取締役を解任する否決権付特別株を有するような重大な事項を定めることである。

そのほかに、特別株の発行のメリットには、最初に自己資金が不足している起業家が外部からの資金調達を行うことができると同時に、会社に対する経営権を保有することもできるというメリットがある。台湾で起業しようとする若者や外国人でも、閉鎖的株式会社の設立を検討することができる。

#### 5. 発起人および出資の方法

発起人の出資が、現金による出資を除くほかに、会社の事業に所要な財産、技術、労務による出資を払い込むことができる（会社法第356条ノ3第3項<sup>7)</sup>）と規定している。ただし、技術または労務による出資は、株主全員の同意を得なければならない。また、そのような出資の種類、金額、および会社により割

---

7) 信用による出資が2018年会社法の改正によって、削除されることになった。

り当てられた株式の数を定款に明示的に記載されるものとする；所管官庁は、定款に所定された事項を登録し、その情報ウェブサイト上でそのような詳細を公表するものとする（会社法第356条ノ3第4項）と規定している。

## 6. 機 関

発起人が取締役および監察人を選任する方法については、定款にそれに関する規定が記載される場合を除くほかに、台湾会社法第198条の規定に準用される（会社法第356条ノ3第5項）。

すなわち、会社法第198条の規定では、「1株式につき選任すべき取締役または監察人の人数と同数の選挙権を有し、1人に集中させて選挙し、または数人に分散させて選挙し、投票用紙によって示される議決権をより多く獲得した者が、取締役または監察人として選任させることができる」としている。

そのため、閉鎖的株式会社が、定款で特に定めた場合に限り、累積投票による取締役または監察人を選任することができる。株式会社の場合は、累積投票制度しか利用できない。

また、特別株の株主が取締役または監察人として選任されることが可能である。閉鎖的株式会社が、特別株を発行するとき、定款に会社法第356条ノ7の各事項を記載しなければならない（会社法第356条ノ7）としている。そのため、特別株の株主が取締役または監察人として選任される権利の事項をも定款に定めなければならない（会社法第356条ノ7第1項4号）。

いわゆる、閉鎖的株式会社は、複数議決権付特別株、特定事項拒否権付特別株などを発行することができるが、株式会社の場合はこのような特別株を発行することができない。

## 7. 株主総会の招集

閉鎖的株式会社が定款において、株主総会を招集するときに、テレビ会議または書面決議によって議決権を行使することができることと定めることができる

(会社法第 356 条ノ 8 第 1 項) としている。このような規定は、確かに、家業承継のほかに、中小企業の事業承継の後継者や株主にとって、時間的、場所的には、大変好都合であるといえよう。それは、株主総会がテレビ会議によって行われる場合は、テレビ会議に出た株主が自ら出席すると看做される(会社法第 356 条ノ 8 第 2 項) からであるとしている。

とくに、閉鎖的株式会社は株主総会の開催を省略し、書面決議による方法も認められる(会社法第 356 条ノ 8 第 3 項)。

## 8. 会社の計算

閉鎖的株式会社が、資本制度を採るほか、株式会社の場合と同様法定準備金制度を採用する。法定準備金は欠損の填補のみに用いられ、準備金の資本に組入れる。そのため、利益配当および欠損の填補について半年ごとにこれを行うことができる(会社法第 356 条ノ 10 第 1 項) と定められている。

また、会社が半年ごとに行う利益配当および欠損の填補に関する議案は、監察人に対して、営業報告書と財務諸表を交付し、監査を受けた後、取締役会においてこれを決議しなければならない(会社法第 356 条ノ 10 第 2 項) としている。

## 9. 非閉鎖的株式会社への変更

閉鎖的株式会社は、発行済み株式総数の 3 分の 2 以上の株式を保有する株主が株主総会に出席し、その出席した株主の議決権の行使により、過半数の同意を得て、非閉鎖的株式会社に変更することができる(会社法第 356 条ノ 13 第 1 項) としている。また、株主の人数が会社法第 356 条ノ 1 に所定された規定に満たさない場合には、非閉鎖的株式会社に変更すると同時に、変更登記を経なければならない(会社法第 356 条ノ 13 第 3 項) としている。

## V 結びにかえて

中小企業にせよ、家族経営の事業にせよ、会社の事業を長く引き継いでもらうために、国内法制度の完備を求めることは、いかに重要であることが分かった。とくに、台湾の企業風土でもあるが、家族事業の経営者にとって、家業の承継を一番望んでいる後継者はやはり子供を最優先に考えているからである<sup>8)</sup>

現在、台湾にける家業承継について信託制度を活用する企業もあるが、将来的に閉鎖的株式会社制度を併せて活用できたらと期待している。

---

8) [https://today.line.me/tw/v2/article/wKvGow?utm\\_source=lineshare](https://today.line.me/tw/v2/article/wKvGow?utm_source=lineshare)